

2025年12月

お客さま各位

株式会社山梨中央銀行

山梨中銀カード規定集の改定について

平素は山梨中央銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび弊行では、ICキャッシュカードでATMをご利用いただく際の生体認証サービスの終了に伴い、山梨中銀カード規定集を改定いたします。

今後もよりよいサービスのご提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 山梨中銀カード規定集の改定

生体認証に関する特約を削除します。

改定内容につきましては、別紙をご覧ください。

2. 改定日

2026年2月3日（火）

以上

「山梨中銀カード規定集」 新旧対照表

(改定日：2026年2月3日 下線部が改定箇所)

現行	改定後
<p><u>山梨中銀 IC キャッシュカード生体認証特約</u></p> <p><u>IC チップへの生体認証情報の登録が可能である当行所定の各種 IC キャッシュカード(以下、「生体認証機能付 IC キャッシュカード」といいます。)のご利用に際しては、この特約を適用します。なお、この特約は、特段の定めのない限り、山梨中銀キャッシュサービス規定、山梨中銀 IC キャッシュカード特約(以下、総称して「各種カード規定」といいます。)の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種カード規定が適用されるものとします。</u></p> <p><u>また、この特約において使用される語句はこの特約において定義されるもののほかは各種カード規定および別途申し込まれた各サービスに関する規定(これらに付随する特約を含みます)の定義に従います。</u></p> <p><u>第1条(生体認証)</u></p> <p><u>1. 生体認証とは、本人の手のひら静脈のパターン情報(以下「手のひら静脈認証情報」といいます。)を用いる当行所定の認証方法のこと</u> <u>をいい、当行との間の銀行取引について預金者本人であることの確認手段のひとつとしてこれを利用します。</u></p> <p><u>2. 生体認証情報登録済み IC キャッシュカードとは、IC チップ内に本人の手のひら静脈認証情報を登録した生体認証機能付 IC キャッシュカードのことをいいます。</u></p> <p><u>3. 「生体認証情報の照合」とは、生体認証情報登録済み IC キャッシュカードが使用された場合に、当該カードに登録された手のひら静脈認証情報と本人の手のひら静脈認証情報を当行所定の方法(当行提携先の支払機、振込機を利用する場合を含みます。)で照合することをいいます。</u></p>	<p><u>(全文削除)</u></p>

第2条(手のひら静脈認証情報等の登録等)

1. 生体認証機能付 IC キャッシュカードは、当行所定の方法で発行を受けた後、当行所定の方法で、生体認証機能付 IC キャッシュカード上の IC チップに本人(法人の場合は代表者)の手のひら静脈認証情報を登録することにより、生体認証による取引が可能となります。なお、登録の際、本人確認のため本人確認資料その他当行所定の書類を提出していただきます。十分な本人確認ができない場合には、当行は手のひら静脈認証情報の登録をお断りすることがあります。
2. 手のひら静脈認証情報の変更、削除を行う場合は、書面または当行所定の方法によって当行に届出してください。当行は本人確認等、当行所定の手続きの終了後に変更、削除を行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。
3. 生体認証機能付 IC キャッシュカードは、手のひら静脈認証情報を登録しない場合、IC キャッシュカードとして利用できるものとします。

第3条(生体認証情報登録済み IC キャッシュカードの利用・生体認証情報の照合等)

1. 生体認証情報登録済み IC キャッシュカードは、当行所定の ATM、および支払提携先の支払機、振込提携先の振込機にて利用できます。
2. 生体認証情報登録済み IC キャッシュカードにより、当行所定の ATM を利用して払戻し、貸越、振込、暗証番号の変更その他当行が定めた取引(以下「払戻し等」といいます。)を行う場合は、生体認証情報登録済み IC キャッシュカードの暗証番号の入力による認証に加え、生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで、払戻し等を取扱います。
当行提携先の支払機、振込機のうち、当行と同一の生体認証情報の照合が可能な支払機、振込機を利用して、払戻し、貸越、振込を行う場合も生体認証情報登録済み IC キャッシュカードの暗証番号の入力による認証に加え、生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで取扱います。

3. 前項に基づく払戻し等についての 1 日あたりの限度額は、それ以外の方法による払戻し等とは別に、当行が定めるものとします。

第 4 条(生体認証機能付 IC キャッシュカードの再発行時の手続き)

生体認証登録済み IC キャッシュカードの喪失等により新たな生体認証機能付 IC キャッシュカードの発行を受けた場合は、すみやかに新しい生体認証機能付 IC キャッシュカードに第 2 条により手のひら静脈認証情報の登録を行ってください。新しい生体認証機能付 IC キャッシュカードは、この登録が終了するまでの間は、生体認証による取引は利用できません。

第 5 条(障害時の取扱い)

1. 生体認証情報の照合等を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、その他当行がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、生体認証情報登録済み IC キャッシュカードを利用した生体認証対象口座の払戻し等を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合をのぞき、当行は責任を負わないものとします。

なお、提携先所定の機器に障害が生じた場合の提携先の責任についても同様とします。

2. 当行所定の回数以上、生体認証情報の照合によりその同一性を確認できなかった場合には、当該生体認証情報登録済み IC キャッシュカードを利用して前記第 3 条第 2 項に定める払戻し等はできなくなります。

第 6 条(代理人によるカードの利用)

1. 当行が認めた場合には、本人は生体認証機能付 IC キャッシュカードによる払戻し等につき代理人を届け出ることができます。

2. 前項の場合、代理人は本人が同席のうえ、代理人の生体認証機能付 IC キャッシュカードの IC チップに、代理人の手のひら静脈認証情報の登録が必要です。その他の手続きについては前記第 2 条の規定に準じるものとします。
3. 本人が生体認証機能付 IC キャッシュカードを利用している場合、代理人に対して発行するカードは生体認証機能付 IC キャッシュカードに限るものとします。
4. 代理人による生体認証情報登録済み IC キャッシュカードたる代理カードの利用等についても、この特約を適用します。

第 7 条(個人情報等)

1. 本人および代理人は、当行が、生体認証情報登録済み IC キャッシュカードによるサービスを提供するにあたり本人確認を行うために、以下について同意するものとします。
 - (1) 本人および代理人の手のひら静脈認証情報を、生体認証機能付 IC キャッシュカードの、IC チップ内に記録、保管すること。
なお、手のひら静脈認証情報は、IC チップ内に保管し当行は情報を保有しません。
 - (2) 本人および代理人の申し出により、
 - ① 生体認証機能付 IC キャッシュカードの IC チップ内に、手のひら静脈認証情報を登録するとき
 - ② 手のひら静脈認証情報の変更・削除をするとき
 - ③ 生体認証機能付 IC キャッシュカードの利用を取りやめるとき
に、当行が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。
 - (3) 本人および代理人が、生体認証情報登録済み IC キャッシュカードを用いて払戻し等を行うときに、当行が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・廃棄すること。
2. 生体認証情報登録済み IC キャッシュカードの IC チップ内には、手のひら静脈認証情報が暗号化された状態で記録、保管されていますので、カードは大切に保管してください。

第8条(特約の解約)

生体認証情報登録済み IC キャッシュカードの利用を取りやめる場合には、本人が、生体認証情報登録済み IC キャッシュカードを返却するとともに当行所定の届出を当店に提出するものとします。

当行所定の解約手続きが完了した時をもって、この特約は終了するものとします。

第9条(この特約の変更等)

1. この特約の各条項は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. 適用日以降、預金者ご本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以上